

奈良市公報

号外第10号

平成25年 3月26日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 一般競争入札の実施（5件）…………… 1
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 4
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定…………… 4
- 街区の区域及び街区符号の変更…………… 6
- 指定管理者の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 7
- 指定管理者の指定（11件）…………… 7
- 放置自転車等の保管……………10
- 公募型プロポーザルの実施……………10
- 土壤汚染対策法の規定に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………12
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………12
- 奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………12
- 放置自転車等の保管……………12
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………12
- 指定管理者の指定（2件）……………12
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………13
- 指定管理者の指定……………14
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………14
- 指定管理者の指定（24件）……………14
- 開発行為に関する工事の完了……………20
- 指定管理者の指定（7件）……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………22
- 農用地利用集積計画の縦覧……………22
- 指定管理者の指定（4件）……………22
- 地縁による団体の認可（2件）……………23

監 査

- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の監査結果……………24
- 定期監査の監査結果……………25
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………26

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………27
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の廃止の届出……………28
- 奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程……………28

- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程……………28

消 防

- 奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令……………29

教 育 委 員 会

- 奈良市立公民館及び生涯学習センターの臨時休館……………32
- 指定管理者の指定（3件）……………32
- 定例教育委員会の開催……………33

議 会

- 奈良市議会会議規則の一部を改正する規則……………33
- 奈良市議会全員協議会規程……………34
- 奈良市議会議員総会規程……………34
- 奈良市議会図書室規程の一部を改正する規程……………35
- 奈良市議会が保有する個人情報の保護に関する規程……………35

告 示

奈良市告示第815号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
排水渠改良工事及び舗装道補修工事ほか19件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
（入札参加者に必要な資格）
 - (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年12月27日揭示済）

奈良市告示第816号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 浸水対策工事（八条五丁目地内他1箇所・大門川）
- (2) 工事場所 奈良市八条五丁目地内他1箇所
- (3) 工期 契約の日から平成25年3月22日までとする。
- (4) 工事概要 水門設備設置
電動スライドゲート・制御盤設置 1基
自動転倒ゲート設置 1基
- (5) 予定価格 12,035千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 10,531千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、鋼構造物工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における鋼構造工事の総合評定値が900点以上であること。

(2) 平成9年度以降（過去15年間）において、水門設備設置工事（電動スライドゲート・制御盤及び自動転倒ゲートの設置工事）（設計図書の条件を満たす工事）で国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関が発注した工事を元請として単独で施工した実績を有する者

(3) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある鋼構造物工事の主任技術者又は監理技術者が1名以上配置できること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月17日から平成25年1月24日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課。なお、設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年1月25日 午前9時30分

以下省略

（平成24年12月17日揭示済）

奈良市告示第817号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 大安寺第1処理分区分渠改築工事（公4）法蓮佐保山四丁目地内
- (2) 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目地内
- (3) 工期 契約の日から平成25年3月25日までとする。
- (4) 工事概要 自立管の反転工法又は形成工法による合流式下水道管渠の管渠更生工（既設管径φ600mm 延長 L=123.82m）
- (5) 予定価格 20,066千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 16,253千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条

件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 奈良県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店又は営業所を有している者
- (2) 告示日において、財団法人日本下水道新技術推進機構から建設技術審査証明を受けた下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の内容を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る協会に属する者であること。又は告示日以前において、下水道管渠の更生工法のうち、設計図書の内容を満たす自立管の反転工法又は形成工法に係る工事を元請として単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）としての施工実績を有する者
- (3) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある土木一式工事の主任技術者又は監理技術者が1名以上配置できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月17日から平成25年1月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課。（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年1月25日 午前9時45分

以下省略

（平成24年12月17日揭示済）

奈良市告示第818号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 神功小学校他3校園耐震診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市神功二丁目2番地他
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 診断業務委託 小学校4棟 幼稚園2棟 計6棟
- (5) 予定価格 15,291千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 12,044千円（消費税及び地方消

費税を除く。）

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）の登録をしている者であること
- (2) 建築士法（昭和25年法律第26号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
- (3) 平成14年度以降（過去10年間）において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震診断業務の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月17日から平成25年1月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年1月25日 午前10時00分

以下省略

（平成24年12月17日揭示済）

奈良市告示第819号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 長寿命化計画に伴う佐保川第一処理分区管きょ調査・診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市佐保川第一処理分区区内
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月25日までとする。

(4) 業務概要 管きょ内洗浄工〔昼間〕 L=11,330m
 本管TV調査工〔昼間〕(調査、報告書)
 L=11,330m
 取付け管TV調査工〔昼間〕(調査、報告書) 880箇所
 調査、原因、診断、報告書 1式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建設コンサルタント業務(下水道部門)の登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 平成20年度以降において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団又は事業団)が発注した契約金額2,000万円以上の下水道管路長寿命化計画策定業務又は同計画策定のための調査業務を元請として履行した実績を有する者であること。

(2) 当該業務に次の技術者を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)

- ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
- イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

(3) 当該業務に「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置できること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年12月17日から平成25年1月24日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
 平成25年1月25日 午前10時15分

以下省略

(平成24年12月17日揭示済)

奈良市告示第820号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年12月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
(平成24年12月17日揭示済)

奈良市告示第821号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年12月17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年12月17日揭示済)

奈良市告示第822号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

<p>平成24年12月18日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 業務名称 奈良市子育て世代支援PR事業</p> <p>2 業務内容 (1) 奈良市子育て情報冊子作成業務 (2) 奈良市子育て情報リーフレット作成業務 (3) 子育て関連情報に特化したホームページ（以下「子育てホームページ」という。）の開設及び保守・運用業務</p> <p>3 履行期間 (1) 奈良市子育て情報冊子作成業務、奈良市子育て情報リーフレット作成業務、子育てホームページの開設業務 契約締結の日から平成25年3月31日まで (2) 子育てホームページの保守・運用 契約締結の日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）</p> <p>4 予算概要等 この契約に係る各年度の委託料は次のとおりとする。 (1) 平成24年度 5,600千円（消費税及び地方消費税額を含む。） (2) 平成25年度 1,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。） (3) 平成26年度 1,500千円（消費税及び地方消費税額を含む。） （履行期間全体の予算予定額 8,600千円） ただし、奈良市はこの契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができるものとする。</p> <p>5 委託者選定方法 企画提案書公募によるプロポーザル方式とする。</p> <p>6 参加資格 次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であることとする。 (1) 平成24年度奈良市物品購入等競争入札参加資格を有していること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 公募の日から提出日までのいずれの日においても、本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けていない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p>	<p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。 (7) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。</p> <p>7 募集要項等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成24年12月18日（火）から平成25年1月11日（金）まで（奈良市役所の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時まで。） (2) 場所 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟1階 奈良市子ども未来部子ども政策課 （奈良市ホームページからもダウンロード可能）</p> <p>8 提出書類 (1) 参加申請書 (2) 事業者概要書 (3) 類似事業の業務実績書 (4) 類似事業の内容が具体的に確認できる書類（契約書の写し） (5) 企画提案書</p> <p>9 提出方法等 (1) 提出期限 平成24年12月18日（火）から平成25年1月11日（金）まで (2) 提出場所 奈良市子ども未来部子ども政策課 (3) 提出方法 持参、郵便又は信書便により提出するものとする。 なお郵便又は信書便については、上記提出期間内必着とする。 (4) 参加承認 本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、平成25年1月15日（火）までに参加申請書を提出した全ての事業者に通知する。</p> <p>10 事業者の選定 「奈良市子育て世代支援PR事業選定委員会」（以下「委員会」という。）が事業者を選定する。 (1) プレゼンテーション ア 実施日及び場所 平成25年1月17日（木） 奈良市役所において実施する。 (2) 選定方法等 ア 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、採点し、単純合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1</p>
--	---

社を選定する。

イ 委員会は審査基準に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。

11 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知する。また、交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知する。選定に関する異議等は受け付けない。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記6参加資格の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額(税込)が前記4予算計上額を超えている場合

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとする。

(2) 契約保証金

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第23条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、奈良市が本件の選定の公表等に必要場合は、奈良市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (8) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ奈良市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

15 問合せ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部子ども政策課(担当:企画調整係)

電話:0742-34-4792(直通)

FAX:0742-34-4798

メール:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

(平成24年12月18日揭示済)

奈良市告示第823号は、奈良市公報号外第11号に掲載

奈良市告示第824号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成24年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成25年1月15日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 中登美ヶ丘六丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(2) 法蓮佐保山四丁目の一部

別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から別図4まで省略

(平成24年12月19日揭示済)

奈良市告示第825号

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁馬場町846番地の5

- ・奈良市都祁生涯スポーツセンターコート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町7番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第826号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 鳥見デイサービスセンター“ふらっと”	奈良県奈良市三碓町2204番地	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年10月1日 平成24年10月1日
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	奈良県奈良市三条大路一丁目9番10号		

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
上田 陽子		あんま	平成22年 3月31日
朱雀針灸接骨院 (上田 陽子)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
澤 加奈江		あんま	平成24年 9月30日
朱雀針灸接骨院 (澤 加奈江)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施 術 の 種 類	指 定 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
小林 和美		あんま	平成23年 1月6日
朱雀針灸接骨院 (小林 和美)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
鎌田 眞季		あんま	平成23年 7月26日
朱雀針灸接骨院 (鎌田 眞季)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		

川上 美晴		あんま	平成24年 6月14日
朱雀針灸接骨院 (川上 美晴)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
光泉 拓馬		あんま	平成24年 6月14日
朱雀針灸接骨院 (光泉 拓馬)	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第829号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第830号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1133番地
奈良市都祁交流センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都祁交流センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第831号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設及び奈良市針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市針町345番地
奈良市針テラス情報館
奈良市針ヶ別所町1025番地
奈良市都祁農畜産物処理加工施設
奈良市都祁農林水産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市中院町21番地
健一自然農園 株式会社地域活性局コンソーシアム
代表 藤丸 正明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
 - (4) 奈良市針テラス情報館並びに奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持に関する事。

(5) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第832号

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東寺林町38番地
奈良市ならまちセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第833号

入江泰吉記念奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高畑町600番地の1
入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関

すること。

- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第834号

奈良市音声館^{おんじょう}の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市鳴川町32番地の1
奈良市音声館^{おんじょう}
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市音声館^{おんじょう}条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市音声館^{おんじょう}の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市音声館^{おんじょう}の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第835号

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条宮前町7番1号
なら100年会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

- (2) なら100年会館(駐車場を除く。)の使用承認及び使用制限に関すること。

- (3) なら100年会館(駐車場を除く。)の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

- (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第836号

奈良市杉岡華郵書道美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市脇戸町3番地
奈良市杉岡華郵書道美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市杉岡華郵書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市杉岡華郵書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第837号

なら100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条宮前町7番1号
なら100年会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら100年会館駐車場の供用に関すること。
 - (2) なら100年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

- (3) その他市長が定めること。
(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第838号

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
大阪市東成区深江北一丁目10番25号
株式会社大阪共立
代表取締役 福田 昌二
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第839号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備

- の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第840号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成24年12月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成24年12月20日揭示済)

奈良市告示第841号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	ならまち振興館整備事業設計委託業務
業務内容	事業の目的を踏まえて、ならまち振興館の改修、活用及び公開に係る検討を行う。また、運営の内容や方法の検討を行うとともに、整備が円滑に実施できるように基本設計及び実施設計を行い、整備工事の発注に必要な図書を遺漏無く作成するものとする。
委託期間	契約日から平成25年3月31日まで
業務場所	奈良市井上町8-2、11、12-1、12-2、13-1、13-5番地
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- 2 公募に参加する者に必要な資格
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の

参加を制限されている者でないこと。

- (2) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領(平成22年5月1日施行)及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成22年5月1日施行)に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 市町村民税(平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税)を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- (5) 奈良市長、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長で締結した暴力団等の介入の排除に関する合意書(平成18年10月2日発効)に規定する欠格事項に該当する者でないこと。

① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。)

② 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

③ ①から②までに掲げるもの(以下「暴力団等」といいます。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。)を行う法人

④ 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人

⑤ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。)を継続的に有している法人

※ 上記の①から⑤までに掲げるものについては、暴力団等の介入の排除に関する合意書(平成18年10月2日発効)に基づき、申請団体が該当するか否かをならまち振興館の所在地を所轄する奈良警察署長に照会しますので、申請に当たっては予めご了承ください。

- (6) 奈良市競争入札参加資格者であること。
- (7) 本要項の趣旨を理解し、滞りなく業務を履行できる者であり、かつ過去5年以内に、類似する業務を受託していること。

3 参加手続

本プロポーザルに参加する場合は、提出期間内に下記書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加意向の確認に係る提出書類

以下の書類について、所定の部数を提出すること。

ア 参加意向申出書(様式1-1又は1-2)1部

イ 提案書提出業者選定調査(様式2)1部

ウ 誓約書(様式3)1部

※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、下記(4)に示す提出期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」(様式1-3)を添えて、改めて参加意向申出書を提出すること。

② 提案書に係る提出書類

別紙「ならまち振興館整備設計委託業務仕様書設計の条件等」を参照するとともに、別紙1「募集する提案の内容」、別紙2「募集する提案の要件」に基づき作成すること。

ア 提案書表紙(様式4)…1部

イ 提案書…10部

提案書サイズはA3サイズで統一すること。提案書枚数は3枚以内(両面可)とする。

ウ 全体計画のイメージパース…1部

エ その他参考資料(A3サイズ1枚以内(両面可))

オ 見積書…10部

カ 会社概要等(会社概要及び様式5、6)…10部

(2) 提出方法

持参に限る。

(3) 提出先

奈良市観光経済部観光振興課

住所 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-5135

(4) 提出期間

平成24年12月21日(金)～平成25年1月18日(金)の午前9時から午後5時まで受け付ける。(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)

いかなる理由でも、期限を過ぎた場合は受け付けない。

(5) 参加意向申出書提出後の辞退

① 参加意向申出書提出後に辞退をする場合は、速やかに奈良市に連絡の上、辞退届(様式は任意)を提出すること。

② 辞退したことをもって、今後の委託契約において不利な取り扱いが生じないものとする。

(6) 提案資格者の選定

① 参加意向申出書を審査した結果、要件を満たしていると判断された者に、選定された旨を提案資格確認結果通知書にて通知する。

② 参加意向申出書を審査した結果、要件を満たしていないと判断された者に、選定されなかった旨とその理由を提案資格確認結果通知書にて通知する。

③ ②の通知を受けた者は、書面により非選定理由について説明を求めることができる(様式は任意)。非選定理由の説明書請求の提出方法、提出先及び提出期間は以下のとおり。

ア 提出方法及び提出先

本項(2)、(3)に同じ。

イ 提出期間
通知日から起算して5日（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）以内の午前9時から午後5時まで受け付ける。いかなる場合でも、期限を過ぎた場合は受け付けない。

④ ③の説明を求められた時は、奈良市観光振興課が書面を受領した日から起算して5日（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

<問い合わせ先>

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部観光振興課 奈良町にぎわい係
電話 0742-34-5135
FAX 0742-35-6822
mail kankoushinko@city.nara.lg.jp

別紙及び様式省略

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市告示第842号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし

なければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
奈良市三条大路一丁目668番及び691番1の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
（別図は省略し、その図面は奈良市環境部環境政策課に備え置いて閲覧に供する。）

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市告示第843号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）	指定年月日
小島 正嗣	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番1号	眼科（視覚障害）	平成24年8月1日

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市告示第844号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱（平成15年奈良市告示第72号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,695円」を「1,694円」に改める。

附 則

この告示は、平成24年12月21日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の規定は、平成24年度予算に係る補助金から適用する。

(平成24年12月21日揭示済)

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年12月21日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市告示第846号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成24年12月31日午後8時 ～平成25年1月1日午前8時

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市告示第845号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第847号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条

例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市中筋町31番地の18
奈良市中筋自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第一自転車駐車場
奈良市朱雀三丁目23番地
奈良市高の原第二自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第三自転車駐車場
奈良市右京一丁目12番地
奈良市高の原第四自転車駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市油阪町1番59
奈交サービス株式会社
取締役社長 藤井 志喜央
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成24年12月21日揭示済)

奈良市告示第848号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
押熊第3幹線-11	奈良市北登美ヶ丘六丁目1266-8	奈良市北登美ヶ丘六丁目1256
押熊第3幹線-12	奈良市北登美ヶ丘六丁目1256	奈良市北登美ヶ丘六丁目1207-1
押熊第3幹線-13	奈良市北登美ヶ丘六丁目1256	奈良市北登美ヶ丘六丁目1259-1
押熊第3幹線-14	奈良市北登美ヶ丘六丁目1237	奈良市北登美ヶ丘六丁目1207-1
押熊第3幹線-15	奈良市北登美ヶ丘六丁目1249-2	奈良市北登美ヶ丘六丁目1257
押熊第3幹線-16	奈良市北登美ヶ丘六丁目1257	奈良市北登美ヶ丘六丁目1256
押熊第3幹線-17	奈良市北登美ヶ丘六丁目1243-2	奈良市北登美ヶ丘六丁目1237
押熊第3幹線-18	奈良市北登美ヶ丘六丁目1237	奈良市北登美ヶ丘六丁目1216
押熊第3幹線-19	奈良市北登美ヶ丘六丁目1216	奈良市北登美ヶ丘六丁目1216
山陵第2幹線-100	奈良市山陵町988-1	奈良市山陵町975-6
敷島幹線-154	奈良市秋篠三和町一丁目902-1	奈良市秋篠三和町二丁目902-8
敷島幹線-155	奈良市秋篠三和町二丁目902-8	奈良市秋篠三和町二丁目430-29

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市手貝町14番地の1
奈良市転害門前観光駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社
代表取締役社長 西澤 千秋
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の供用に関すること。
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第849号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成24年12月25日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年12月25日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年1月10日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目、山陵町、秋篠三和町一丁目、秋篠三和町二丁目、紀寺町、出屋敷町及び佐保台二丁目の各一部

紀寺幹線-41	奈良市紀寺町703-2	奈良市紀寺町701-9
北永井幹線-344	奈良市出屋敷町665-3	奈良市出屋敷町665-3
佐保台汚水幹線-4	奈良市佐保台二丁目1654-193	奈良市佐保台二丁目1657-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市佐保台三丁目902-7 佐保台浄化センター
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第850号

奈良市柳生の里観光施設（旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡及び柳生観光駐車場）の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市柳生町155番地の1
旧柳生藩家老屋敷
奈良市柳生町337番地
旧柳生藩陣屋跡
奈良市柳生下町491番地

廃止年月日 平成24年9月30日

- 柳生観光駐車場
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柳生町155番地の1
柳生観光協会
会長 三浦孝造
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
 - (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- (平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第851号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100110	財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	530-0051	大阪府大阪市北区太融寺町3-24	ニッセイせいれい在宅介護サービスセンター ベル奈良店	631-0845	奈良県奈良市宝来三丁目16-5	居宅介護 重度訪問介護
2910100318	有限会社ケアサービスわかくさ	630-8144	奈良県奈良市東九条町704-11	ケアサービスわかくさ	630-8141	奈良県奈良市南京終町三丁目437-14	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2920100043	社会福祉法人こまどり会	630-8042	奈良県奈良市西ノ京町155-1	もみの木・くるみ	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目12-16	共同生活援助
2920100076	社会福祉法人こぶしの会	630-8424	奈良県奈良市古市町529-4	ケアホーム春日苑	630-8424	奈良県奈良市古市町2139-31	共同生活援助

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第852号

奈良市老人福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定

により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市東福祉センター

奈良市百楽園一丁目9番13号

奈良市西福祉センター

奈良市右京一丁目1番地の4

奈良市北福祉センター

奈良市南永井町45番地の1

奈良市南福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第853号

奈良市東里老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

奈良市東里老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市須川町808番地

奈良市東里地区万年青年クラブ連合会

会長 井岡 三郎

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第854号

奈良市鳥見老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳥見町四丁目4番地

奈良市鳥見老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鳥見町四丁目3番地の1 富雄団地48-202号

奈良市鳥見喜楽会

会長 角田 利昭

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第855号

奈良市鶴舞老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鶴舞東町1番79号

奈良市鶴舞老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鶴舞東町1番65-101号

万年青年クラブ鶴舞むつみ会

会長 穂積 司

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

業の実施に関する事

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第856号

奈良市登美ヶ丘老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番地の3

- 奈良市登美ヶ丘老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市登美ヶ丘三丁目6番15号
奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会
会長 栗山 和義
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第857号

奈良市横井老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横井一丁目620番地の1
奈良市横井老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市横井二丁目280番地の1
横井ひまわりクラブ
会長 吉田 知津子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第858号

奈良市杏中老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町387番地の12
奈良市杏中老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町364番地

- 奈良市杏中町万年青年クラブ
会長 片岡 信也
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第859号

奈良市杏南老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町424番地の6
奈良市杏南老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町422番地
奈良市杏南町万年青年クラブ
会長 中川 俊之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第860号

奈良市八条老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市八条一丁目823番地
奈良市八条老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目792番地の1
奈良市九十九会万年青年クラブ
会長 野口 尚志
- 3 指定管理者の指定の期間

平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第861号

奈良市東之阪老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東之阪町 5 番地の60
奈良市東之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東之阪町20番地
奈良市東之阪第一老友会
会長 松田 政子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第862号

奈良市田原老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町 1 9 1 番地の 1
奈良市田原老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町1445番地
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
会長 峠 宏明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の

実施に関する事。

- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第863号

奈良市狭川老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西狭川町1088番地の 1
奈良市狭川老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市下狭川町1611番地
奈良市上狭川クラブ
会長 辻 賢二
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第864号

奈良市古市老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町1482番地の 2
奈良市古市老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町1253番地の 1
奈良市古市町梅クラブ
会長 藤本 信男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

- (4) その他市長が定めること。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第865号

奈良市大柳生老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大柳生町1990番地
奈良市大柳生老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町1586番地
奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会
会長 南垣内 嘉文
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第866号

奈良市柳生老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町670番地の1
奈良市柳生老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町632番地の2
奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会
会長 福西 正樹
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第867号

奈良市梅園老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市紀寺町568番地の7
奈良市梅園老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市紀寺町581番地の5 第19号市営住宅404号
奈良市紀寺宝寿会
会長 丸野 親章
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第868号

奈良市西之阪老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西之阪町5番地の1
奈良市西之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市油阪町1番地の98 312号
奈良市西寿クラブ
会長 橋本 幸美
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第869号

奈良市畑中老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する

条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市畑中町4番地の4
奈良市畑中老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市船橋町15番地の4 301号
奈良市宝寿会
会長 井上 松子
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第870号

奈良市石打老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬石打1171番地の1
奈良市石打老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打2523番地
奈良市石打第二梅寿会
会長 脇坂 和男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第871号

奈良市桃香野老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬桃香野1197番地
奈良市桃香野老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬桃香野5656番地の2
奈良市桃香野第三梅寿会
会長 久保田 友
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第872号

奈良市尾山老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山348番地の3
奈良市尾山老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山231番地
奈良市尾山第一梅寿会
会長 長田 正一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第873号

奈良市田原老人軽作業場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市茗荷町1171番地

- 奈良市田原老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町1445番地
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
会長 峠 宏明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 作業場の利用に関する事。
(2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第874号

奈良市並松老人軽作業場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市蘭生町1861番地の7
奈良市並松老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁南之庄町878番地
奈良市並松老人学級
会長 増田 章男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 作業場の利用に関する事。
(2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市告示第875号

奈良市営西部会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市営西部会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関する事。
(2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成24年12月26日揭示済)

奈良市告示第876号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年12月26日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年10月22日 奈良市指令都整開 第12A-29号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年12月26日 第1336号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市登美ヶ丘一丁目3293番15
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 代表取締役 澤田 悦郎
(平成24年12月26日揭示済)

奈良市告示第877号

奈良市東之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東之阪町14番地の4
奈良市東之阪共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東之阪町20番地
奈良市東之阪町自治会
自治会長 松田 好則
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関する事。
(2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第878号

奈良市西之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈

良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西之阪町29番地の1
奈良市西之阪共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市油阪町1番地の98
奈良市西之阪町自治会
自治会長 大橋 昌広
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関する事。
(2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第879号

奈良市横井共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横井二丁目250番地の13
奈良市横井共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市横井一丁目608番地の1
奈良市横井町自治連合会
会長 古川 高士
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市横井共同浴場の供用に関する事。
(2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第880号

奈良市古市西共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町1503番地の1
奈良市古市西共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町1640番地
奈良市古市町自治連合会
会長 中尾 清忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関する事。
(2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第881号

奈良市杏中共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町386番地の1
奈良市杏中共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町345番地
奈良市杏中町自治会
自治会長 阪原 重朝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関する事。
(2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第882号

奈良市杏南共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町85番地
奈良市杏南共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町424番地の5

奈良市杏南町自治会

自治会長 河合 和昭

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杏南共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市杏南共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第883号

奈良市営JR奈良駅第1駐車場及び奈良市営JR奈良駅第2駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号

奈良市営JR奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営JR奈良駅第2駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市告示第884号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年5月25日 奈良市指令都整開 第12A-4号

平成24年10月19日 奈良市指令都整開 第12A-4-

1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年12月28日 第1337号

公共施設 平成24年12月28日 第607号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北之庄町483番1及び484番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府京田辺市大住城ノ谷7-1

有限会社J M C O 代表取締役 大野貴祥

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市北之庄町483番1の一部及び484番1の一部

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第885号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部農林課内

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第886号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

奈良市月ヶ瀬梅の資料館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引21番地の8

財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会

理事長 今井 吉之

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関すること。
- (3) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第887号

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第

3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14
奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会
理事長 田中 喜隆
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
 - (2) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第888号

ロマントピア月ヶ瀬の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10
ロマントピア月ヶ瀬
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10
ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合
理事長 福北 文雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
 - (3) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第889号

梅の里ふれあい館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山106番地の1
梅の里ふれあい館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山2847番地の2
尾山自治会
会長 亀澤 由明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関する事。
 - (2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第890号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 名称
杣ノ川町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、第4条に定める区域における住民の自治により、地域住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理を行うことにより、明るい杣ノ川町の育成に寄与し、市行政及び広報活動に協力するとともに、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
- 3 区域
奈良市杣ノ川町全域
- 4 事務所
奈良市杣ノ川町335番地
- 5 代表者の氏名及び住所
今西 静雄
奈良市杣ノ川町335番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成24年12月28日

(平成24年12月28日揭示済)

奈良市告示第891号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 名称
西大寺新田町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(1) 会員相互の親睦を図る
(2) 回覧版の配布等、区域内の住民相互の連絡
(3) 防犯防災対策の樹立、防犯防災組織並びに警察の行う防犯活動への協力
(4) 美化、清掃等区域内の環境の整備
(5) 福利厚生、社会教育、市政に協力
(6) 集会設備の維持管理
(7) その他本会の目的を達成するために必要と認められること。
- 3 区域
西大寺新田町域内及び西大寺野神町1-1-10、西大寺小坊町6-7、西大寺小坊町6-13
- 4 事務所
奈良市西大寺新田町3番47号
- 5 代表者の氏名及び住所
山元 眞明
奈良市西大寺新田町3番47号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成24年12月28日
(平成24年12月28日掲示済)

監 査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年12月27日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘
奈 監 第 107 号
平成24年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸 様
奈良市議会議員 土 田 敏 朗 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘

出資団体の監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象
株式会社奈良市清美公社
- 2 監査期間
平成24年10月15日～同年12月27日
- 3 監査方法
平成23年度の出納その他の事務について、決算報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合、実査等を行う方法で実施した。
- 4 監査結果
事務及び事業は、概ね適正に執行されていたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。
なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。
(1) 通勤手当については、所得税の非課税部分相当額を消費税の課税仕入れの対象としている。消費税法基本通達11-2-2によると、事業者が使用人等に支給する通勤手当のうち通勤のために通常必要とする範囲内のもは、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、その全額が課税仕入れに該当するものとされている。このことから、仮払消費税を過少に計上していることとなるので、確認されたい。
(2) 就業規則第43条の規定では、休業補償については、療養のため就業することができなかった期間についても給与を支給することとし、労働者災害補償保険法の給付を受けるときには、この金額に相当する金額を差し引くと規定されている。しかしながら、実際は、職員に給与を全額支給した後、当該職員の委任状を基に、労働基準監督署から、労働者災害補償保険法の給付を受ける立替払いを行っている。就業規則に準拠した手続をとられたい。
(3) 浄化槽清掃手数料及びし尿汲取手数料について、窓口収納、集金による現金の収納等があり、入金領収書

つづりが複数存在し、それらを並行して使用している。入金領収書つづりを管理するため、入金領収書管理簿を作成されたい。

また、入金領収書の発行控えを確認したところ、入金領収書には通し番号を付していない。また、日付を記入していないものが見受けられた。その他、入金領収書の書き損じなどがつづりにとじられていないものがあつた。入金領収書の適正な管理を行われたい。

(4) し尿汲取手数料については、奈良市から委託を受けて奈良市清美公社が徴収している。その請求明細書には「本書到着後1ヶ月以内にお支払いください」との文言が記載されているのみであり、また、納入通知書は、納入期限欄が空欄の状態で開催されており、確定した納期限が設定されていなかった。納期限を明確に記載されたい。

(5) 平成24年3月21日から同年4月20日までの取引の費用計上を、同年5月10日付けで行っていた。このうち、同年3月21日から同月31日までの取引額は、平成23年度期末において未払金として計上すべきであった。会計期間を正しく認識し、事務処理されたい。

(6) 平成24年3月分の給与振替伝票記載の振込金額と給与振込ファイルリスト記載の合計金額とに差額が生じている。この差額は、個人負担の生命保険料の控除金額(代理手数料控除後)である。当該生命保険料の控除金額は、預り金として計上し、各生命保険会社に預り金から振込支払処理を行い、取引事実や過程を明瞭に記録し、処理されたい。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年12月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 松村 和夫
同 井上 昌弘
奈 監 第 108 号
平成24年12月27日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 土田 敏朗 様
奈良市教育委員会委員長 杉江 雅彦 様

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 松村 和夫
同 井上 昌弘

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象
 - 市民生活部 病院事業課 危機管理課 防犯・交通安全課
 - 月ヶ瀬行政センター 総務住民課 地域振興課
 - 都祁行政センター 総務住民課 業務課 地域振興課
 - 東部出張所
 - 北部出張所
 - 市民活動部 協働推進課 地域活動推進課(東寺林連絡所を含む。)
 - 文化振興課 スポーツ振興課(南部体育館を含む。)
 - (教育委員会)
 - 教育総務部 教育政策課 文化財課 埋蔵文化財調査センター
 - 中央図書館 西部図書館 北部図書館
 - 中学校 柳生 京西 飛鳥
 - 小学校 飛鳥 佐保 柳生 興東 鳥見 六条 大安寺西 伏見南 都祁
 - 幼稚園 飛鳥 佐保 大柳生 鳥見 六条 大安寺西 伏見南
 - 学校教育部 学務課
 - 教育センター 教育支援課 教育相談課
 - (消防局)
 - 災害対策室 消防課
 - 情報救急室 指令課
- 2 監査期間
平成24年10月22日～同年12月27日
- 3 監査方法
平成24年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成24年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。
- 4 監査結果
監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。
なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。
市民生活部
病院事業課
診療所費使用料の未収金については、未収金発生後しばらくは医療事務受託者が電話で支払いを促すが、市として督促、催告を行っていない。適切に督促、催告を行われたい。
都祁行政センター
地域振興課
都祁体育館及び都祁交流センターの使用料について、地方自治法施行令第158条第1項に基づき私人

(指定管理者)に徴収の事務を委託しているが、同条第2項に基づく告示、公表がなされていなかった。適切に告示、公表されたい。

市民活動部

協働推進課

奈良市ボランティアセンターの指定管理において、業務仕様書にあるエレベーター保守点検業務、防火対象物・消防設備点検業務、機械設備保守点検管理業務、清掃業務及び機械警備業務について、指定管理者から業務完了の報告を受けていなかった。特に、エレベーターや防火対象物・消防設備の点検結果は、利用者の安全に関わることであり、点検の適切な実施やその結果の確認のため、報告書の提出を受けるよう改められたい。

文化振興課

(1) 所管している公の施設の使用料について、各施設の条例の規定によると、既納された使用料は原則的に還付しないこととされているが、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときに、既納の使用料の全部又は一部の還付を認めている。その還付申請書の還付申請の理由欄に、詳細な理由を記載していない事例が散見された。台風等による警報発令等による場合はともかく、その他市長がやむを得ない理由があると認めるときに該当するかを判断できる内容が記載されているか確認されたい。

(2) 北部会館市民文化ホール及びならまちセンター市民文化ホールにおいて、ホール等の使用後に使用料を徴収している事例が見受けられた。各施設の施行規則に則り、使用承認書を交付する際に使用料を徴収されたい。

(3) 雑入「わらべうた集等配布実費徴収金」は、奈良市音声館でのわらべうたCD・カセットの販売収入である。指定管理者が市に代わって販売し、料金を徴収しているが、そのような業務は、基本協定書の指定管理業務に記載されていない。CD・カセットの販売の根拠や徴収に関する事項を整理されたい。

スポーツ振興課(南部体育館を含む。)

(1) 所管しているプール施設において、65歳以上の市民の方について、老春手帳等の提示のみにより、使用料の免除を行っているが、各施設の条例及び施行規則の規定によると、使用料の減免を行う際には、定められた様式により、市長に減免の申請を行うことになっている。各施設の条例及び施行規則に則った手続を行われたい。

(2) コミュニティスポーツ施設において、使用承認申請書の記載不備、使用料の適用の誤り、使用料の会計年度所属区分の誤りが見受けられた。適正な事務処理を徹底されたい。

(3) 狭川コミュニティスポーツ広場の行政財産使用許可において、許可申請に添付されていた図面に示されている地下埋設物(電力線配管)分の使用料を課していなかった。また、他の2物件において、計算誤りにより使用料が誤って課されていた。申請書類を精査し、適正に使用料を徴収されたい。

(4) 第8回姉妹3都市親善体育大会開催委託において、予定価格の決定者を誤っていた。適正に事務処理されたい。

(教育委員会)

教育総務部

西部図書館

(1) 同館の公金等取扱マニュアルによると、図書複写申込書の枚数と複写料金、借用資料事故届と図書弁償金とを、金銭登録機(レジスター)の精算金額と合致しているかを確認し、日々、金種表を作成し、確認することとなっているが、1週間分をまとめて確認していた。また、図書複写申込書の日付の記載に誤りが見受けられた。加えて、これらの歳入に係る資料のうち、日々の金銭登録機(レジスター)の精算金額の打出し表を確認できなかった。公金等取扱マニュアルに則った手続をとるとともに、適正な事務処理を徹底されたい。

(2) 利用者は、借りた図書を紛失又は毀損した場合には、借用資料事故届を提出することとなっているが、借用資料事故届とは別の書式(以前に使用していた様式)を提出させているものも多く見受けられた。統一した事務処理をされたい。

(平成24年12月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年12月27日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 松村 和夫
同 井上 昌弘

リサイクル推進課

監査結果公表日 平成23年3月29日(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成24年12月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 資源回収品売却処分収入(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、飲料用紙パック)及びごみリサイクル品売却処分収入(再利用自転車、原動機	(1) 資源回収品売却処分収入(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、飲料用紙パック)及びごみリサイクル品売却処分収入(再利用自転車、原動機

付自転車)について
ア 滞納繰越分の収入未済額は、年々増加しており、特にアルミ缶の売却処分収入は約2倍に増加している。文書による督促・催告を行い、積極的な債権回収に努められたい。

また、滞納の原因の一つが市場価格の変動にあるとのことであるので、売却単価の入札回数を増やす等、滞納を未然に防ぐ方策を検討されたい。

イ アルミ缶売却処分収入の調定票の起票について、本来、平成21年度であるべき歳入が年度を越えて起票されるなど大幅な遅延が認められた。

また、一部の調定票が起票されておらず、納入通知書が納入義務者(資源回収業者)に発行されていなかった。

遅滞なく調定票を起票し、速やかに納入通知書を発行されたい。

ウ 資源回収品売却収入の調定票及び納入通知書に、納期限を定めていないものが多く見受けられた。納期限は、地方自治法施行令第154条第3項に基づき適正に定められたい。

エ アルミ缶、スチール缶、飲料用紙パックの売却処分収入の調定票に、調定金額の算出根拠となる搬出確認書や計量伝票が添付されていない例や搬出確認書の計数に誤りが見受けられた。

適正に事務処理をさ

付自転車)について
ア 滞納繰越分の債権回収につきましては、奈良市債権整理マニュアルに則り、これまでの口頭による督促から文書による督促・催告を行うように改め、債権整理課と連携して回収に当たるようにしました。

また、平成23年度の入札から滞納を未然に防ぐための措置として、入札の回数を従来の年2回から年4回に増やし、価格の変動に対応しうる状況に改善いたしました。

イ アルミ缶売却収入については、アルミ缶引き取りの都度調定し、速やかに納入通知書を発行するようにしました。

ウ 地方自治法施行令第154条第3項に基づき納期限を設けるように改善し、納期限については、納入通知書発行後1か月以内として発行するようにいたしました。

エ 書類の管理に問題がありましたので、平成23年度からは、搬出確認書及び計量伝票と調定票を一括保管するように改めました。

また、事務処理上のミスを見逃さないようチェックを徹底しています。

れたい。
オ 業者が資源回収品の買い受け額を市に納める場合、市はその収入について、一度に全額を徴収することを原則としているが、地方自治法施行令第171条の6第1項各号に該当する場合は、履行期限の延長や金額を分割する特約を行うことができるとされている。

再利用自転車の売却処分収入を分割して収入する調定において、分割の特約を行う意思決定(決裁)が行われておらず、分割納付に関する交渉記録や納付の予定表等もなかった。

また、分割した調定は、全て同日付けの納期限となっていた。

さらに、分割前の調定の減額(取消)をしなかったため、調定が重複していた。

分割の趣旨に即して、適正に事務処理をされたい。

(2) リサイクル推進課分室賃貸借契約及び再生資源処理作業員詰所賃貸借契約の賃借料を全額前払いしていた。

この前払いは、地方自治法施行令第163条第1号から第8号までのいずれの号にも該当しないので、支払方法を改められたい。

現在、分割納付はありませんが、地方自治法施行令第171条の6第1項各号に該当する場合は、債権整理マニュアルに則り履行期限の延長や金額を分割する特約も行って回収に努めます。

また、その際には、分割納付に関する交渉記録や納付の予定表を添付し、決裁を行うよう改めます。

また、調定の重複など財務会計上のミスが生じないようにチェックを確実に行うようにいたしました。

(2) 平成23年度から、リサイクル推進課分室賃貸借契約及び再生資源処理作業員詰所賃貸借契約の賃借料を毎月分割し、後払いに変更いたしました。

(平成24年12月27日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第55号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年12月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

1 入札に付する事項

舗装、奈良市左京二丁目地内ほか3件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年12月17日揭示済)

奈良市水道局告示第56号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年12月17日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
有限会社 ユーリー システム	代表取締役 土居 博志	兵庫県尼崎市口田中 一丁目21番1-303 号	平成24年 12月13日

(平成24年12月17日揭示済)

奈良市水道局管理規程第13号

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月20日

奈良市水道事業管理者
池田修

奈良市水道水利使用管理規程の一部を改正する規程（平成6年奈良市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ(ウ)中「で高さ4.0メートル」を削り、同号ウ(ア)中「1.15メートル」を「4.6メートル」に、「2.1メートル」を「2.6メートル」に改める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市水道局管理規程第14号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月21日

奈良市水道事業管理者
池田修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第30条の2の前の見出し及び同条を削り、第30条の3を第30条の2とし、同条に見出しとして「(管理職員特別勤務手当)」を付する。

別表第5及び同表備考を次のように改める。

別表第5（第20条関係）

種類	基準	金額	適用範囲
現場処理 作業手当	日額	円 600	(1) 高圧電気設備の保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (2) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での保守点検作業又は応急作業に従事した職員 (3) 湖上等で行う油等の除去作業に従事した職員

			<p>(4) 直接ピット内又はマンホール内に入って行う保守点検作業又は応急作業に従事した職員</p> <p>(5) 水道施設内で発生した有害生物の駆除作業に従事した職員</p> <p>(6) 交通量が多い等危険な道路上で、交通を遮断することなく緊急を要する水道施設の復旧のため行う調査又は応急作業に従事した職員</p> <p>(7) 気象警報発令下で事故防止のため行う路面復旧作業又は応急作業に従事した職員</p>
		円 800	水道施設内における動物の死体処理事業に従事した職員
災害復旧業務手当	日額	円 600	<p>(1) 災害対策本部の要請に基づいて災害の復旧業務に従事した職員</p> <p>(2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある水道施設等の応急作業等に従事した職員</p>
有害物等取扱業務手当	日額	円 300	水質試験及び検査のため、毒物等又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤を取り扱う業務に従事した職員

備考

- 金額については、適用範囲に規定する業務に従事した時間が1日（暦日による。）に4時間以上の場合は当該額とし、4時間未満の場合は当該額の100分の60に相当する額とする。
- 前項の規定に基づき算定した時間に、1時間未満の端数があるときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。
- 同一日において、現場処理事業手当、災害復旧業務手当及び有害物等取扱業務手当の重複支給は行わ

ないものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第5及び同表備考の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

（平成24年12月21日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月20日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令

奈良市警防活動規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第40条関係)

救急出場報告書

署 所		入電日時	年 月 日 時 分 秒
事故種別		覚知日時	年 月 日 時 分 秒 曜日
救急小隊		覚知方法	不・救護区分
出動場所			
発生場所			
受令場所		天 候	
活 動 経 過	病 院 搬 送 (転 送) 経 過		
出 動	平成 年 月 日 時 分 秒	1	
現場到着	平成 年 月 日 時 分 秒	到着 時 分 秒	出 発 時 分 秒
傷病者接触	平成 年 月 日 時 分 秒	2	
車内収容	平成 年 月 日 時 分 秒	到着 時 分 秒	出 発 時 分 秒
現場出発	平成 年 月 日 時 分 秒	3	
病院到着	平成 年 月 日 時 分 秒	到着 時 分 秒	出 発 時 分 秒
医師引継	平成 年 月 日 時 分 秒	4	
引 揚	平成 年 月 日 時 分 秒	到着 時 分 秒	出 発 時 分 秒
帰 署	平成 年 月 日 時 分 秒	5	
搬送人員	男 人 女 人	到着 時 分 秒	出 発 時 分 秒
現場処置人員	男 人 女 人		
応急手当指導		後方支援	転院元医療機関
所 用 時 間		走 行 距 離	
覚知～現着	時間 分 秒	出動～現場	Km
現着～搬送	時間 分 秒	現場～病院	Km
出動～帰署	時間 分 秒	出動～帰署	Km
所要時間	時間 分 秒	特殊事案	
事故概要			
他隊連携		他隊搬送人員	男 人 女 人
連 携 隊			
ドクターカー等要請		医師出動要請	搬送医師数 人
活動上の障害			
障害内容			
出 動 隊 員 / 資 格			
小隊長名			
機関員名			
隊員名			
隊員名			
隊員名			
隊員名			
作成者			

救急出場報告書

署 所		覚知日時	平成 年 月 日 時 分 秒	傷病者番号	
事故種別(傷病者)		生 年 月 日	年 月 日	歳	
フリガナ		性別			
氏 名		傷病程度			
住 所					
居住区分		職 業		不搬送理由	
受傷形態		発生場所区分			
収容医療機関		発生箇所区分			
救急隊判断緊急度		交渉回数	回	発生階	階
科 目		医 師 名			
選 定 者		選 定 理 由			
疾 病 分 類		既 往 症			
観 察 1		時 刻	時 分		
意識 :		歩行 :		表情 :	
顔色 :		呼吸等 :		呼吸回数 :	回/分
脈拍 :		脈拍回数 :	回/分	SpO2 :	%
血圧 :	/ mmHg	血圧測定時分 :	時 分	体温 :	℃
瞳孔(右) :		瞳孔(左) :		出血部位 :	
瞳孔直径(右) :	mm	瞳孔直径(左) :	mm	出血量 :	CC
四肢等 :		皮膚等 :			
呼吸音 :		心音 :		その他 :	
観 察 2		時 刻	時 分		
意識 :		歩行 :		表情 :	
顔色 :		呼吸等 :		呼吸回数 :	回/分
脈拍 :		脈拍回数 :	回/分	SpO2 :	%
血圧 :	/ mmHg	血圧測定時分 :	時 分	体温 :	℃
瞳孔(右) :		瞳孔(左) :		出血部位 :	
瞳孔直径(右) :	mm	瞳孔直径(左) :	mm	出血量 :	CC
四肢等 :		皮膚等 :			
呼吸音 :		心音 :		その他 :	
応急処置/使用資器材					
現場到着時及び傷病者の状況等					
市民による他の応急処置					
処置内容 1		実施者 1		実施者資格 1	
処置内容 2		実施者 2		実施者資格 2	
車内への収容 1		担架		車内への収容 2	
同乗者 1		同乗者 2		同乗者 3	

附則

この訓令は、平成24年12月20日から施行する。
(平成24年12月20日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)第2条の4第1項ただし書の規定により、平成25年3月9日から平成25年3月10日まで中部公民館を除く公民館22施設及び生涯学習センターを休館する。

平成24年12月25日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

奈良市公民館24施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

施設の名称	施設の所在地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町191番地の1
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1

奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杉ヶ町23番地
公益財団法人奈良市生涯学習財団
理事長 津山 恭之
- 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 公民館の事業の実施に関すること。
(2) 公民館の使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第26号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市奈良阪町1731番地
奈良市黒髪山キャンプフィールド
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市内侍原町1番地
奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会
会長 綿谷 正之
- 指定管理者の指定の期間
平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
(2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。
(4) その他教育委員会が定めること。
(平成24年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第27号

上深川歴史民俗資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年12月25日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市上深川町511番地
上深川歴史民俗資料館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上深川町193番地
奈良市上深川町自治会
会長 今北 逸雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市文化財保存公開施設条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関する事。
 - (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成24年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第28号

平成25年 1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年12月27日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日 時
平成25年 1月 8日（火）
午後 2時から
- 2 場 所
奈良市役所 教育センター 8階 多目的講座室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
 - (1) 公民館の臨時休館について
 - (2) 奈良市地域教育推進事業 第2回「交流の集い」についてその他
 - (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月～1月傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成24年12月27日揭示済)

議 会

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月20日

奈良市議会議長 土田 敏 朗

奈良市議会規則第1号

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 表決（第67条－第77条）」を「第8節 表決（第67条－第77条）」

第8節の2 公聴会及び参考人（第77条の2－第77条の8）」

に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第65条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

第8節の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員及び公述人の質疑）

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、参考人については、前3条の規定を準用する。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第119条第5項及び第6項中「指名推薦」を「指名推選」に改める。

第132条第1項中「請願書の趣旨」を「請願の趣旨」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第159条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	次に掲げる事項について協議又は調整を行うこと。 (1) 市政に係る重要な課題、災害対応等に関する事項 (2) 理事者からの申入れによる協議事項で議会運営委員会において全員協議会での協議が適当と決定された事項 (3) 議会の運営に係る重要な事項	全議員	議長
議員総会	一般選挙後、最初の議会の運営について協議を行うこと。	全議員	事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市議会規程第4号

奈良市議会全員協議会規程を次のように定める。

平成24年12月20日

奈良市議会議長 土田 敏 朗

奈良市議会全員協議会規程

奈良市議会全員協議会規程（平成21年奈良市議会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）第159条第4項の規定に基づき、同規則別表に規定する全員協議会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席し

なければ会議を開くことができない。

（出席説明の要求）

第3条 議長が必要と認める場合には、説明のための議員以外の者の出席を求めることができる。

（会議の傍聴）

第4条 全員協議会の傍聴については、奈良市議会常任委員会傍聴規則（平成23年奈良市議会規則第2号）の例による。

（記録）

第5条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が全員協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成24年12月20日から施行する。

(平成24年12月20日揭示済)

奈良市議会規程第5号

奈良市議会議員総会規程を次のように定める。

平成24年12月20日

奈良市議会議長 土田 敏 朗

奈良市議会議員総会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良市議会会議規則（昭和49年奈良市議会規則第1号）第159条第4項の規定に基づき、同規則別表に規定する議員総会（以下「総会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（総会の主宰者）

第2条 総会は、年長の出席議員が主宰する。

（定足数）

第3条 総会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

（表決）

第4条 総会の議事その他必要な事項は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、総会の主宰者の決すところによる。

2 前項の場合においては、総会の主宰者は、構成員として表決に加わることができない。

（傍聴）

第5条 総会の傍聴については、奈良市議会常任委員会傍聴規則（平成23年奈良市議会規則第2号）の例による。

（記録）

第6条 総会の主宰者は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これ

に署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会の主宰者が総会に諮って定める。

附則

この規程は、平成24年12月20日から施行する。

（平成24年12月20日揭示済）

奈良市議会規程第6号

奈良市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月20日

奈良市議会議長 土田敏朗

奈良市議会図書室規程の一部を改正する規程

奈良市議会図書室規程（昭和25年奈良市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に、同条第2号中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

第3条中「レベル」を「ラベル」に改める。

附則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

（平成24年12月20日揭示済）

奈良市議会規程第7号

奈良市議会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成24年12月20日

奈良市議会議長 土田敏朗

奈良市議会が保有する個人情報の保護に関する規程

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）の規定に基づく奈良市議会が保有する個人情報の保護については、奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）の例による。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成24年12月20日揭示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。